



新型コロナウイルス感染症対策施策情報

- ▼このたび新型コロナウイルス対策を柱とした2020年度第2次補正予算案が6月12日の参院本会議で可決・成立しました。一般会計の歳出総額は補正予算として過去最大の31兆9114億円となりました。これにより「家賃支援給付金」や「休業支援金」の創設、雇用調整助成金の上限額引き上げ、持続化給付金の対象拡大、さらには無利子・無担保融資の大幅拡充などの支援策がスタートします。
- ▼このうち家賃支援給付金は、自粛要請などで売り上げが激減した中小企業・個人事業者の事業継続を下支えするため、固定費の中で大きな負担となっている家賃の一部を支給する制度です。直近の支払家賃に基づき算出される給付月額半年分を支給します。給付額は最大600万円。休業支援金は勤務先の資金繰り悪化などで休業手当を受け取れない人に国が休業手当を直接給付します。
- ▼雇用を維持するために従業員を休業させる企業に対し、休業手当の一部を助成する雇用調整助成金は、1日当たりの上限額を現行の8330円から1万5000円に引き上げられます。中小企業・個人事業者に最大200万円を給付する持続化給付金は、これまで対象とならなかった創業後間もない企業なども支給対象に加えられます。
- ▼また、国の第2次補正予算の成立に伴い、島根県制度融資「新型コロナウイルス感染症対応資金」の融資限度額が3,000万円から4,000万円に引き上げられました。

※くわしくは商工会にお気軽にご相談ください！



今だからこそ！ 経営計画作りませんか？

①目指すは、売上アップ 利益アップ

人口減少や高齢化など厳しい経営環境の中で、経営の維持・発展には計画的な取り組みが有効です。一方で、経営計画を作って経営している方はあまり多くないのが実態です。計画を作ることにより、売上アップ、利益アップへの道筋ができます。また、資金調達や補助金の活用で有利になることがあります。商工会が応援しますので、計画づくりに挑戦しましょう。

②健康チェックで、健康増進 体力アップ

邑南町商工会では、経営計画作成に取り組む前に、経営の健康診断をお勧めしています。将来の経営を考える前に、しっかり会社の状態を把握した上で、売上アップ、利益アップの作戦を考えましょう。商工会では、“経営の健康チェック”を無料で実施しますので、是非ご利用ください。

計画づくりの第一歩は、自らを知ること

“ 経営の健康チェック（無料） ”、希望者大募集中！

募集期間：令和2年7月6日～8月6日 お問い合わせ・お申込みは、商工会へ

<ステップ1> 簡単・健康チェック（財務分析）

決算書で健康チェックをしてみましょう！商工会の経理システム「ネット de 記帳」をご利用の方は、簡単に分析データが出せます。また、その他の方も決算書があれば、商工会で分析データを提供できます。まずは、商工会にご相談ください。

→→→もっと経営のことを考えてみたい方は、次のステップへ

<ステップ2>

○健康診断（経営分析）

<ステップ3>

○経営計画の作成



「経営計画??? 何から手を付けたら良いかわからない・・・」

「貸借対照表?損益計算書? どう見たらいいの・・・???」

!!!心配ご無用!!!

経営計画は「作ってみること」から始まります、難しいことはありません。

まずは、経営分析を行って経営の実態をあらためて見つめ直し、一緒に経営計画作りながら将来のビジョンを描いていきましょう！





邑南町商工会からのお知らせ!~源泉税納期特例の事業者様~

7月10日は源泉税の納期特例を申請されている事業者様の納付期限日です。
納付書や賃金台帳など、余裕を持った書類の準備をお願いします。
ご不明な点等がございましたら商工会までお気軽にお問い合わせください。



「女性活躍のための働きやすい環境整備支援事業費補助金」募集中!

【概要】

令和2年度第1回「女性活躍のための働きやすい環境整備支援事業費補助金」の募集を開始しています。県内企業における女性活躍推進及び仕事と生活の両立支援に向けた取組を促進するため、女性の就業環境の整備や採用の増加、仕事と生活の両立につながる優良な取組に対して、費用の一部を補助します。

※次のいずれにも該当すること

- ・「しまね女性の活躍応援企業」かつ「しまね子育て応援企業（こっころカンパニー）」で、島根県内に本社のある従業員300人以下の企業（ただし、「みなし大企業」は除く）
 - ・雇用保険適用事業主であること
 - ・一般事業主行動計画に複数の取組内容が記載されていること
- ★今年度より、当補助金の申請には、「しまね女性の活躍応援企業」登録と「しまね子育て応援企業「こっころカンパニー」」の認定を受けていることが必要になります。

【補助対象経費】

<施設・設備等整備費>

- ・施設、設備の工事請負費
- ・購入価格5万円以上の物品の購入費
施設・設備等整備費以外の経費
- ・研修会講師等に係る謝金、旅費(費用弁償部分)・消耗品費
- ・印刷費・事業の実施に係る委託料（工事の設計に係る経費は除く）
- ・会場使用料・研修会等受講料
- ・その他知事が必要と認める経費（人件費は除く）

※補助率は次のとおりとし、補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てます。

- A. 小規模企業（※2）及び主たる事業所を中山間地域・離島（※3）に有する中小企業事業主2/3以内
- B. A以外の事業主1/2以内
- （※2）小規模企業：常時雇用する労働者の数が20人以下の企業
- （※3）中山間地域・離島：島根県中山間地域活性化基本条例（平成11年島根県条例第24号）第2条に基づく中山間地域

- A. 補助率2/3の場合200千円から1,333千円
- B. 補助率1/2の場合150千円から1,000千円
- 令和2年7月22日（水）17時（必着）まで



出産後職場復帰奨励金（令和2年4月1日以降産前休業取得の場合）

【概要】

職場の従業員が出産後、職場に復職しやすい職場環境づくりを推進し、出産や育児による離職を減らし、継続雇用を促すため、中小・小規模事業者等の皆様に奨励金を支給します。

※令和2年度から制度が変わっています。

【対象事業者】

島根県内に本社（または主たる事業所）がある中小・小規模事業者など

【支給要件・支給額】

＜常時雇用する労働者数が30人未満の事業所＞

- 職場復帰した労働者1人目に20万円
※但し過去に当奨励金を受給したことがない事業所（支店・営業所）
- 職場復帰した労働者1人につき10万円

＜常時雇用する労働者数が30人から50人未満の事業所＞

- 職場復帰した労働者1人につき10万円

【参 考】

- 育児休業とは...

法律の規定により、労働者は子が1歳になるまでの希望する期間に育児休業を取得できます。

- 就業規則とは...

常時10人以上の従業員を使用する使用者は、労働基準法の規定により就業規則を作成し、所轄の労働基準監督署長に届ける必要があります。※就業規則を変更する場合も同様です。



感染症対策

へのご協力をお願いします

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

①手洗い 正しい手の洗い方

① 流水でよく手をめらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。

② 手の甲をのぼすようにこすります。

③ 指先・爪の間を念入りにこすります。

④ 指の間を洗います。

⑤ 親指と手のひらをせり洗いします。

⑥ 手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で洗い、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

②咳エチケット 3つの咳エチケット

電車や職場、学校などが集まるところでやる

マスクが正しい咳エチケット

マスクを着用する（口・鼻を覆う）
ティッシュ・ハンカチで口・鼻を覆う
袖で口・鼻を覆う

何もしずに咳やくしゃみをする

正しいマスクの着用

① 鼻と口の両方を確実に覆う
② ゴムひもを耳に掛ける
③ 隙間がないよう鼻まで覆う

咳やくしゃみを手でおさえる

首相官邸
厚生労働省

詳しい情報はこちら
厚労省 検索